

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 5 年 11 月 7 日提出

案件担当 部 課 等	市長室
案件名称	財産（旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地の一部）を処分する議案の基本方針について
部門経 会 議 審 議 した 日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>下記の事項を基本方針として決定することについて</p> <p>1 議案の目的</p> <p>議会の議決を要する財産の処分を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三浦市条例第 4 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>2 議案の要旨</p> <p>旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地の一部の土地を三浦地所株式会社に対して処分価格 239,738,784 円で売払いする。</p>	
<p>現状と課題</p> <p>三浦市では、平成 26 年 4 月の中学校合併に伴い廃校した三崎中学校と市役所などの公共施設を有する土地からなる旧三崎中学校跡地等城山地区（以下「三中跡地」という。）において、三浦市の重要な観光資源である三崎漁港に近いという立地を生かし、関係人口の創出、観光客の滞在時間延長や消費額の増加等に資する観光拠点の形成を目指す用地利活用プロジェクトに取り組んでいる。</p> <p>令和 3 年度に行った同プロジェクトに係る事業者募集により契約候補者を選定し、令和 4 年 1 月 31 日付けで三浦地所株式会社と基本協定を締結した。</p> <p>三浦地所株式会社との協議の結果、令和 8 年 4 月の市役所本庁舎移転に先立ち、三中跡地のうち庁舎以外の土地について、土地売買契約を処分価格 239,738,784 円で行う。</p> <p>今回の土地売買契約における対象用地の売払いには、議会の議決を経る必要がある。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>三中跡地の一部の土地の売払いのため、三浦地所株式会社と土地売買（仮）契約書を締結し、令和 5 年第 4 回三浦市議会定例会に財産の処分に係る議案を提案したい。</p>	

総合計画及び予算との関係

大綱 2 もてなしの心をもつ都市をめざして～交流を育む

目標 2 企業・起業家へのもてなし環境づくり

施策 1 企業が立地・定着・発展するまちづくり

備考 説明員 小林市長室統括課長 鈴木市長室主査